

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【公表番号】特表2002-534083(P2002-534083A)

【公表日】平成14年10月15日(2002.10.15)

【出願番号】特願2000-592399(P2000-592399)

【国際特許分類】

C 1 2 N	5/06	(2006.01)
A 0 1 K	67/027	(2006.01)
A 6 1 K	35/12	(2006.01)
A 6 1 K	39/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	5/00	E
A 0 1 K	67/027	
A 6 1 K	35/12	
A 6 1 K	39/00	H
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	37/06	

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ドナー哺乳動物に由来する移植片に対する宿主哺乳動物の寛容性を誘導するための医薬の製造における該ドナー哺乳動物の抗原の使用であって、該ドナー哺乳動物は、該宿主哺乳動物に対して非同系であり、ここで、

(a) 該抗原が該宿主哺乳動物に投与され；

(b) 免疫抑制剤が、該宿主哺乳動物の機能的なTリンパ球の集団を減少させるために十分な骨髄機能廃絶性ではないレジメンにおいて、該宿主哺乳動物に投与され；

(c) 該移植片が該宿主哺乳動物に移植され、ここで、工程(a)、(b)および(c)が同じ日に行われ；そして

(d) 該抗原に応答する宿主哺乳動物のリンパ球を選択的に排除するために、リンパ球細胞傷害性試薬または寛容化試薬の骨髄機能廃絶性ではない用量が該宿主哺乳動物に投与される、使用。

【請求項2】ドナー哺乳動物に由来する移植片に対する宿主哺乳動物の寛容性を誘導するための医薬の製造における免疫抑制剤の使用であって、該ドナー哺乳動物は、該宿主哺乳動物に対して非同系であり、ここで、

(a) 該ドナー哺乳動物の抗原が、該宿主哺乳動物に投与され；

(b) 該免疫抑制剤が、該宿主哺乳動物の機能的なTリンパ球の集団を減少させるために十分な骨髄機能廃絶性ではないレジメンにおいて、該宿主哺乳動物に投与され；

(c) 該移植片が該宿主哺乳動物に移植され、ここで、工程(a)、(b)および(c)が同じ日に行われ；そして

(d) 該抗原に応答する宿主哺乳動物のリンパ球を選択的に排除するために、リンパ球

細胞傷害性試薬または寛容化試薬の骨髄機能廃絶性ではない用量が該宿主哺乳動物に投与される、使用。

【請求項3】 ドナー哺乳動物に由来する移植片に対する宿主哺乳動物の寛容性を誘導するための医薬の製造におけるリンパ球細胞傷害性試薬または寛容化試薬の使用であつて、該ドナー哺乳動物は、該宿主哺乳動物に対して非同系であり、ここで、

(a) 該ドナー哺乳動物の抗原が、該宿主哺乳動物に投与され；

(b) 免疫抑制剤が、該宿主哺乳動物の機能的なTリンパ球の集団を減少させるために十分な骨髄機能廃絶性ではないレジメンにおいて、該宿主哺乳動物に投与され；

(c) 該移植片が該宿主哺乳動物に移植され、ここで、工程(a)、(b)および(c)が同じ日に行われ；そして

(d) 該抗原に応答する宿主哺乳動物のリンパ球を選択的に排除するために、該リンパ球細胞傷害性試薬または寛容化試薬の骨髄機能廃絶性ではない用量が該宿主哺乳動物に投与される、使用。

【請求項4】 ドナー哺乳動物に由来する移植片に対する宿主哺乳動物の寛容性を誘導するための医薬の製造における、該ドナー宿主哺乳動物に由来する造血幹細胞の使用であつて、該ドナー哺乳動物は、該宿主哺乳動物に対して非同系であり、ここで、

(a) 該ドナー哺乳動物の抗原が、該宿主哺乳動物に投与され；

(b) 免疫抑制剤が、該宿主哺乳動物の機能的なTリンパ球の集団を減少させるために十分な骨髄機能廃絶性ではないレジメンにおいて、該宿主哺乳動物に投与され；

(c) 該移植片が該宿主哺乳動物に移植され、ここで、工程(a)、(b)および(c)が同じ日に行われ；

(d) 該抗原に応答する宿主哺乳動物のリンパ球を選択的に排除するために、リンパ球細胞傷害性試薬または寛容化試薬の骨髄機能廃絶性ではない用量が該宿主哺乳動物に投与され；そして

(e) 該造血幹細胞の調製物が該宿主哺乳動物に投与される、使用。

【請求項5】 請求項1、2または3に記載の使用であつて、さらに、

(e) 工程(a)、(b)および(c)の後に、前記ドナー哺乳動物に由来する造血幹細胞の調製物を前記宿主哺乳動物に投与する工程を包含する、使用。

【請求項6】 工程(d)が工程(a)、工程(b)および/または工程(c)の後に行われる、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項7】 工程(b)が工程(a)の前に行われる、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項8】 前記骨髄機能廃絶性ではないレジメンが、前記宿主哺乳動物に由来するTリンパ球を実質的に排除するために十分である、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項9】 前記免疫抑制剤がマホスファミドである、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項10】 工程(d)が工程(e)の後に行われる、請求項4または5に記載の使用。

【請求項11】 前記移植片が、細胞集団、組織および器官からなる群より選択される、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項12】 工程(a)が、細胞、器官、組織および非細胞性の抗原からなる群より選択される前記抗原の供給源を前記宿主哺乳動物に投与することによって行われる、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項13】 前記抗原の供給源が、造血細胞、癌細胞および前記ドナー哺乳動物の主要な組織適合性複合体分子を発現する細胞からなる群より選択される、請求項12に記載の使用。

【請求項14】 前記抗原の供給源が、前記ドナー哺乳動物に由来する、請求項12に記載の使用。

【請求項 15】 前記ドナー哺乳動物および前記宿主哺乳動物がヒトである、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項 16】 前記ドナー哺乳動物が、前記宿主哺乳動物に対して異種である、請求項1、2、3または4に記載の使用。

【請求項 17】 宿主哺乳動物へのリンパ系細胞の注入によって癌細胞を有する該宿主哺乳動物を処置するための、ドナー哺乳動物に由来するリンパ系細胞の調製物であって、該ドナー哺乳動物は、該宿主哺乳動物と非同系であり、そして該宿主哺乳動物の抗原に対する抗腫瘍活性および寛容性が、該リンパ系細胞を該癌細胞の腫瘍抗原に曝露させる工程を包含する方法によって、該リンパ系細胞で誘導される、調製物。

【請求項 18】 宿主哺乳動物へのリンパ系細胞の注入によって癌細胞を有する該宿主哺乳動物を処置するための医薬の製造における、該ドナー哺乳動物に由来する該リンパ系細胞の調製物の使用であって、

該ドナー哺乳動物は該宿主哺乳動物に対して非同系であり、そして該宿主哺乳動物の抗原に対する抗腫瘍活性および寛容性が、該リンパ系細胞を該宿主癌細胞の腫瘍抗原に曝露する工程を包含する方法によって、該リンパ系細胞で誘導される。使用。

【請求項 19】 前記リンパ系細胞の調製物を前記腫瘍抗原に曝露する工程が、該腫瘍抗原を前記ドナー哺乳動物に投与することによって達成される、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 20】 前記リンパ系細胞の調製物を前記腫瘍抗原に曝露する工程が、インピトロで達成される、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 21】 前記腫瘍抗原が前記癌細胞である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 22】 前記癌細胞が造血細胞である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 23】 前記癌細胞が白血病細胞である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 24】 前記癌細胞がリンパ腫細胞である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 25】 前記癌細胞がB細胞に由来する、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 26】 前記癌細胞が慢性骨髓性白血病細胞である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 27】 前記ドナー哺乳動物が前記宿主哺乳動物に対して異種である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 28】 前記ドナー哺乳動物が前記宿主哺乳動物に対して同種異系である、請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物。

【請求項 29】 パッケージング材料、および該パッケージング材料内の容器を備える製品であって、該容器がその中に請求項17に記載のリンパ系細胞の調製物を有する、製品。